

専門ワーキング・グループの検討項目について（案）

様々な項目につき検討いただいている3つの専門ワーキング・グループについては、今後も継続設置することが昨年度第3回フォーラムにおいて確認されています。

昨年度の検討を踏まえ、専門ワーキング・グループにおける検討項目は、以下のとおりとします。

(1) 初等中等教育専門ワーキング・グループ

- ① 著作権制度の普及啓発に関すること
- ② 改正著作権法第35条運用指針の改訂に関すること
- ③ 教育のニーズにあったライセンスに関すること
- ④ その他フォーラムから検討を要請された事項

(2) 高等教育専門ワーキング・グループ

- ① 著作権制度の普及啓発に関すること
- ② 改正著作権法第35条運用指針の改訂に関すること
- ③ 教育のニーズにあったライセンスに関すること
- ④ その他フォーラムから検討を要請された事項

(3) 著作権法関係有識者専門ワーキング・グループ

改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）⑨-3 その他に掲げる①、②の部分

- ① 著作物レンタルや、デジタルサービス（デジタル教材、データベース、ワークシート、フォトサービス等）、コンテンツ配信契約、有料放送、有料音楽配信等のうち、教育利用であるか否かに関わらず複製、公衆送信して利用することが禁止されていることを定めている契約を、それぞれのサービスを提供する者との間締結した場合において、当該契約により入手した著作物を利用すること
- ② コピーやアクセスの制限をかけられた著作物の複製又は公衆送信利用例）Blu-ray Disc/DVD などの映画の著作物等

参考

専門ワーキング・グループ委員一覧